

「有事関連三法案」の成立強行に断固抗議するとともに、その発動を許さず、
憲法と教育基本法を守り生かすために全力をあげよう(声明)

一、自公保連立与党ならびに民主・自由各党は六月六日、参議院本会議において武力攻撃事態法案など「有事関連三法案」の採決を強行し、同法案を成立させた。平和と民主主義、基本的人権の尊重という憲法の理念と原則を著しくふみにじる有事法制の成立を強行した小泉内閣と各政党の暴挙に対して、日高教は満身の怒りをこめて断固抗議する。

二、成立した「有事関連三法」の最大の問題点は、アメリカの行う先制攻撃、侵略戦争に、日本が本格的に参戦し、海外での武力行使に道をひらくと同時に、アメリカの無法な戦争に国民を罰則つきで強制的に動員することができる仕組みをつくることにある。その本質は、先制武力攻撃戦略をつきすすむ米ブッシュ政権に従属して、「戦争しない国」から「戦争する国」へと憲法九条をもつ日本の進路を一八〇度転換させることにある。

韓国や中国などアジアの国々はこの有事法制に対して深刻な不安を持ち、批判や懸念の声をあげている。韓国の国會議員三〇人がアピールを発表し、日本の国會議員にも送付された。アピールは「有事法制が過去のアジア諸国家と国民たちに大きな痛みを与えた不幸な戦争の歴史を再演し得る」「有事法制は直ちにアジアの軍事・安全保障環境を悪化させる十分な契機となる」と訴えている。二十一世紀のアジアの平和と真の国際連帯・友好に新たな障害を持ち込むものといわなければならない。

三、この法案の本質的問題点を何一つ修正するものでない自民と民主による密室談合によってなされた「修正」合意は、国民の平和を願う世論と運動に水を差し、有事法制の危険な本質を国民の目からそらせる役割を果たした。そして、憲法に関わる重大な問題点を棚上げしたまま、一気に悪法を成立させる流れをつくりだした。この民主党の責任は重大であり、厳しく糾弾するものである。

四、有事関連三法案の成立は許したものの、国民的な平和への願い、「憲法九条を守れ」の確かな流れと私たちのたたかひの発展は、この法律を発動させない今後のたたかひの国民的基盤をつくりだしている。

国会は「数の力」でこの法律の成立を強行したが、この「数」は主権者国民の意思や願いと大きく乖離している。アメリカのイラク侵略戦争に反対する世界の人々がかつてない大規模なたたかひが、地球上を駆け巡った。日本国内でも世界の人々と連帯して、イラク戦争に国民の七割を超える人々が反対し、組織や立場の違いを超えた「戦争ノー」の国民的共同の流れが列島中に広がった。教職員は「教え子を再び戦場に送るな」の誓いを再確認し、地方・地域でたたかひの先頭に立った。

全国各地で高校生が「私たちは戦争の被害者にも加害者にもなりたくない」と立ち上がり、声をあげ、全国的規模の集会を二度も成功させるなど、二十一世紀の主権者として行動した。

こうした反戦平和運動のかつてない規模での広がりや圧倒的多数の国民の平和を求める声は、日本が「戦争する国」になる有事法制の発動を絶対に容認しないと確信する。

五、小泉内閣は有事法制による「戦争する国づくり」と同時に、「戦争する人づくり」をねらった教育基本法改悪の策動をつよめている。教育基本法は「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」をめざし、憲法の理想の実現を教育の力に期待している。高校生・青年の新たな行動のうねりは、憲法・教育基本法が生きる社会と教育への大きな希望である。

日高教はいまこそ憲法と教育基本法を高く掲げ、ひきつづき有事法制の発動を許さないたたかひに全力をあげるとともに、教育基本法の改悪を許さず、「真理と平和を希求する」主権者育成の教育の創造をめざし奮闘する。

二〇〇三年六月六日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会